くさつせん　草津線　関西本線柘植駅と東海道本線草津駅とを結ぶ36.4kmの線。関西線に属し線路等級は乙線である。

明治23・12柘植・草津間関西鉄道株式会社によって開通，明治40・10鉄道国有法によって国鉄に移管，草津線と呼ぶこととなったものである。(森　悌寿)

くしがたホーム　くし形ホーム　(英) tooth platform　列車の始発・終着する頭端駅に設けられる乗降場で，数条の長方形ホームを一端の連絡通路で結んだくし形のホーム。連絡通路側に本屋があり，旅客は線路を横断することなくホームと集改札口間を往来できる。したがって各ホームとも旅客は混雑することはない。しかし先端の旅客はホームの全長にわたり歩むことになる。また手小荷物扱いも線路横断することなく列車・本屋間を運搬できるが，先端の荷物は他端まで長距離を運搬することになる。ホーム長は列車の場合到着機関車が折返すために必要な余分のホーム長を連絡通路側に要し，なお到着機関車が折返しもどるために，別に機回り線も必要となる。貨物扱いホームの場合は貨物の貨車と小運搬車との積換距離が片寄り長くなる不利がある。また荷扱面が両面で多い割に，貨物留置き面積がせますぎる点が起る。しかし貨車相互間の小口中継貨物の積換はホームをはさんで相対して貨車を置くことにより便利である。(杉田勝美)

くし型ホームと線路の使い方

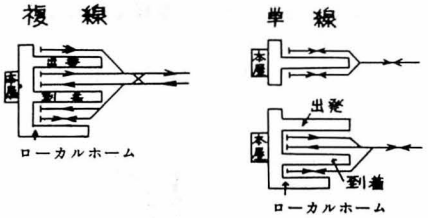

くじゅうくりてつどう　九十九里鉄道

1　事業者の概要

名称　九十九里鉄道株式会社，本社　千葉県東金市東金，資本金800万円，おもな事業　地方鉄道業のほか一般乗合旅客自動車運送事業路線51kmおよび一般貸切旅客自動車運送事業。鉄道従業員35人，保有車両内燃動車5，客車4，貨車3両。

沿革　大正11・9国鉄東金駅から上総片貝に至る軌道敷設特許を受け，同12・12資本金25万円で九十九里鉄道株式会社を設立し，同15・11・25営業開始した。昭和6・12・26軌道を地方鉄道に変更許可を受け現在に至る。

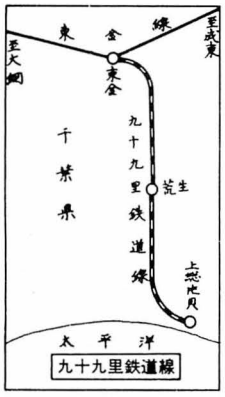

運輸概況

項目＼年度	昭和28	29	30
旅客輸送人員(千人)	740	783	780
人キロ(千)	4,663	4,863	4,757
貨物輸送トン数(千t)	1	1	1
トンキロ(千)	5	4	5
旅客収入(千円)	13,472	14,001	13,091
貨物収入(〃)	426	402	407
運輸雑収(〃)	38	35	34
収入合計(〃)	13,937	14,438	13,532
営業費(〃)	11,486	11,614	11,984
営業利益(〃)	2,451	2,824	1,548
営業係数(%)	82	80	86

2　地方鉄道線

開業線　千葉県下東金線東金駅に連絡し，東金から上総片貝に至る延長8.6kmの単線，動力は内燃，軌間は0.762mで旅客・貨物運輸の鉄道である。大正11・9・26特許(昭和6・12・26軌道を地方鉄道に変更許可)，同15・11・25運輸開始した。

3　沿線の観光地　九十九里海水浴場(上総片貝駅)。

4　運輸概況　(前掲)。(志村幹雄)

くじょうしょりきょうどうちょうせいかいぎ　苦情処理共同調整会議　公共企業体等における日常の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決するため，公共企業体等を代表する者および職員を代表する者各同数をもって構成し，団体交渉の単位ごとに設置する苦情処理機構(公共企業体等労働関係法第12条)。会議の権限および運用の細目はすべて公共企業体等と職員との各交渉委員の交渉にゆだねることとなっている。

苦情処理機関の使命とするところは，日常の作業条件から起る個々の職員の不平不満，あるいは労働協約や就業規則等の適用および解釈についておこるもろもろの問題を解決することにある。

国鉄では労使間で苦情処理に関する協約を締結し，この協約にもとづいて苦情処理機関の運営に当っている。

1　苦情の範囲

(1)　労働協約および就業規則の適用および解釈　(2)　労働条件に関係ある法令の適用　(3)　日常の労働条件に影響のある規程・達・通達等の適用および解釈　(4)　労働協約・就業規則・規程・達・通達等に規定されていない日常の労働条件に関する事項。

2　苦情処理機関の組織

苦情処理共同調整会議は，団体交渉の単位ごとに設置されることとなっている。国鉄では団体交渉の単位が，一般単位(国鉄労働組合員を主体とした職員集団)と機関車単位(国鉄機関車労働組合員を主体とした職員集団)の2本建となっている関係上，苦情処理共同調整会議も2本建の機構となっている。

(一般単位)

中央会議→地方会議(本社および各地方機関)→地区会議(中央教習所，鉄道管理局本局，鉄道教習所，自動車工場，鉄道病院，被服工場)→委員会(本社各局，鉄道技術研究所，鉄道機器製作監督事務所その他これら各機関に準ずるもので必要と認められる箇所)。

(機関車単位)

中央会議→地方会議(各鉄道管理局ただし東京鉄道管理局は本社を含む)→委員会(機関区，本社，鉄道管理局本局)。

会議の委員は中央会議においては，国鉄側の代表者5名と職員側の代表者5名，地方会議においては，それぞれの代表者4名，地区会議においては，それぞれの代表者2名をもって構成し，職員のうちから国鉄側の委員は総裁または所属長が指名し，職員側の委員はそれぞれの会議に所属する職員から選出指名し，各任期は6箇月とし再任することができる。委員会はその職場の非組合員と，職員側の代表者2名をもって構成し，任期は各会議の委員と同様6箇月である。

3　手　続

職員が苦情の解決を求めようとするときは，委員会または地区会議もしくは委員会が直属する地方会議に対し苦情の申告をする。苦情の申告を受けつけた委員会または会議は，まずその内容が苦情として処理すべき事項であるかどうかを審査した上，これに該当しないものは却下し，処理すべき事項であると認め